

学校いじめ防止基本方針

白河市立白河第四学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性など、集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法第2条の規定による】

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第2条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムをいられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① 児童生徒がいじめについて考える取り組みの実施

- ア 集会委員会を中心とした「いじめ根絶集会」（通称「なかよし集会」：第1回6月22日・第2回10月1日）と「なかよしランチタイム」（4月30日）を実施する。
 イ すべての学級で「いじめはいけない」「何がいじめなのか」について指導を行う。

- 年間を通して指導するが、特に6月を強化月間とし、道徳、学活などで話し合い活動や指導を行う。

	道 徳	学 活
1 年	たのしいがきゅうに	楽しい学校
2 年	思いやりをもって	友達と仲良く
3 年	わかり合える友	思いやりの心
4 年	温かく気づかう心	集団の一員として
5 年	おたがいを大切にしながら	友達のよいところ
6 年	本当の友情とは	楽しい学校生活にするために話し合おう

- ウ すべての学年で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

- 学活や総合的な学習の時間（情報教育）で指導を行う。

	学 活	総合的な学習の時間
1 年	家の住所や電話番号などを教えないようにしよう	
2 年	IDやパスワードを教えないようにしよう	
3 年	時間を守ってコンピュータやゲームをしよう	インターネットを活用して調べよう
4 年	インターネットの情報にはうそもあることを知ろう	インターネットを活用して調べよう
5 年	メールや掲示板の文章に気をつけよう	情報モラルについて考えよう
6 年	ネット犯罪に巻き込まれないようにしよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットによる犯罪とIDやパスワードの大切さ ○ コンピュータウイルスの事例と、その危険性や防ぐ方法 ○ 携帯電話の危険性 ○ インターネット上の著作権 ○ インターネットのトラブルと対処の仕方 ○ インターネット上の犯罪と防ぐ方法 ○ 危険なwebページやメールの存在

② 保護者との連携の強化

- ◎ 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。
 - 4月・・・学校の方針の説明・保護者からの意見集約（総会・学年懇談会）
 - 6月・・・情報交換・意見交換（学年懇談会）
 - 2月・・・情報交換・意見交換（学年懇談会）

③ いじめ対策に関する共通理解

- ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。
 - 第2回職員会議にて、本校のいじめ防止基本方針の概要を確認
 - 第1回生徒指導全体会にて、具体的な共通理解を図る。
- イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。
 - 第1回授業参観（4月）のPTA総会にて、本校の「いじめ防止基本方針」について説明、保護者からの意見を集約する。
 - 授業参観日の学年懇談会にて、保護者との情報交換・意見交換を行う。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

- ア 児童生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。（年5回）
 - 実施時期・・・5月中旬・7月上旬・10月中旬・12月上旬・2月中旬
- イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。（年3回）
 - 実施時期・・・5月中旬（家庭訪問前）・10月中旬（個別面談前）・2月中旬（1年間のまとめ）

② 個別面談の実施

- ア 児童向けの教育相談を実施し、個別に様子を把握する。
 - 実施時期・・・10月のアンケート実施後、それをもとにして学級担任が一人一人と教育相談を行う。
- イ 個別面談を実施し、保護者から様子を把握する。
 - 実施時期・・・児童の教育相談や保護者アンケートからの情報を生かして具体的に話し合う。

③ 校外の組織との連携強化

- ア 子ども見守り隊との意見交換会を実施する…見守り隊総会（5月）・防犯教室（5月）
- イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ…方部懇談会（6月）

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ根絶チーム会議」

② 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、各ブロック1名、該当学年担任

③ 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正
- イ いじめの相談、通報の窓口
- ウ いじめの疑い等の情報、児童（生徒）の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整
- オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処
（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童（生徒）の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など）

(2) 組織での対応の留意点

① いじめを未然に防ぐために

日常の学校生活での教師間の連携と協力、報告・連絡・相談の徹底、職員会議・打ち合わせでの情報の共有化や指導方針の確認など、全職員が一丸となって、未然防止に取り組む。

② いじめられた児童への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得て、いじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

③ 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけだったりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

④ いじめた児童への指導

いじめの事実の確認をし、言動の問題点を明確化し、内容に応じて指導する。その際、当該児童に対して、やったことの問題点を明確に説明（なぜいけないのか）し、いじめられた児童の思いに当該児童が気づき、考え、二度とあってはならないと心から反省できるように丁寧に指導を重ねる。同時に、保護者とも連絡を取り、事実の報告と指導の方針を明確に知らせる。さらに、学校と家庭が同じ方針で当該児童へ対応できるようにしっかりと話し合い、歩調を合わせて児童の支援・指導に当たる。また、心理・福祉等の専門知識を有する者の協力を受けて支援や助言を行う。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童（生徒）の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

⑥ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ根絶チーム会議」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。支援・指導の方針については上記③および④に準ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う

③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報保護に留意すること。

5 年間計画例

月	児童への指導および児童主体の取り組み	面談・アンケート実施	校内研修および保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知 なかよしランチタイム		学校基本方針の確認 (職員会議・生徒指導全体会) PTA総会での説明 懇談会で学年の方針説明	
5月	本年度スローガン決定	第1回学校生活アンケート 保護者向けアンケート① 家庭訪問 (アンケート結果参考)	見守り隊総会 見守り隊との顔合わせ	
6月	いじめについて考える学活・道徳(各学年) なかよし集会 委員会活動発表		ネットいじめの研修会 懇談会での意見交換 方部懇談会	
7月		第2回学校生活アンケート		
8月	市いじめについて考えるフォーラム参加	夏休みの生活アンケート		
9月	ネットいじめについて考える活動(各学年)		学校基本方針の確認と研修 (生徒指導・保健合同全体会)	中間評価
10月	なかよし集会 (縦割り班活動)	第3回学校生活アンケート 保護者向けアンケート②		
11月		児童向け教育相談 保護者個別面談		
12月		第4回学校生活アンケート		
1月	なかよし集会	冬休みの生活アンケート	学校基本方針の確認と研修 (生徒指導・保健合同全体会)	
2月	取り組みの反省	第5回学校生活アンケート 保護者向けアンケート③	懇談会での意見交換 学校評価アンケート結果	年間評価 評価結果公表
3月			学校基本方針の改善	

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。